

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月17日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第24号

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 （新型コロナウイルス感染症に関する場合の保険料の減免の特例）</p> <p>6 第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の保険料のうち、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限があるもの及び特別徴収対象年金給付（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の16の表に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日があるもの（<u>令和3年度分</u>の保険料にあっては、<u>令和3年度</u>の末期に被保険者の資格を取得したことその他の理由により、<u>令和4年4月</u>以後に普通徴収の納期限があるものに限る。以下「特例減免対象保険料」という。）は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、減免の対象とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>7 略</p> <p>8 第11条の2第1項及び第2項並びに前2項の規定にかかわらず、附則第6項第2号ア中「10分の3を乗じて得た額以上」とあるのを「10分の2以上10分の3未満の範囲内にある値を乗じて得た額」と読み替えた場合で同項の規定に該当するときは、特例減免対象保険料のうち、当該世帯の被保険者全員につき、保険料の算定の対象となるべき月（<u>令和4年4月</u>以降の月に限る。）の数の合計に900円を乗じて得た額を減免する。この場合において、別表第1欄の第11条の3第1号の規定にも該当する場合は、それらの減免を重複して適用させることができる。</p> <p>9・10 略</p> <p>様式第6号（第9条関係） 葬祭費支給申請書</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略 （新型コロナウイルス感染症に関する場合の保険料の減免の特例）</p> <p>6 第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の保険料のうち、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限があるもの及び特別徴収対象年金給付（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の16の表に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日があるもの（<u>令和2年度分</u>の保険料にあっては、<u>令和2年度</u>の末期に被保険者の資格を取得したことその他の理由により、<u>令和3年4月</u>以後に普通徴収の納期限があるものに限る。以下「特例減免対象保険料」という。）は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、減免の対象とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>7 略</p> <p>8 第11条の2第1項及び第2項並びに前2項の規定にかかわらず、附則第6項第2号ア中「10分の3を乗じて得た額以上」とあるのを「10分の2以上10分の3未満の範囲内にある値を乗じて得た額」と読み替えた場合で同項の規定に該当するときは、特例減免対象保険料のうち、当該世帯の被保険者全員につき、保険料の算定の対象となるべき月（<u>令和3年4月</u>以降の月に限る。）の数の合計に900円を乗じて得た額を減免する。この場合において、別表第1欄の第11条の3第1号の規定にも該当する場合は、それらの減免を重複して適用させることができる。</p> <p>9・10 略</p> <p>様式第6号（第9条関係） 葬祭費支給申請書</p>

略		
死亡した者	氏名	
略	略	
略		
※略		
略		

様式第8号 (第10条の2関係)
(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収開始通知書

年 月 日
倉吉市長 印

様

国民健康保険料について次のとおり年金から特別徴収(仮徴収)しますので通知します。	略
	記号番号
略	※※略略

略

様式第9号 (第10条の2関係)
(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収額(仮徴収額)変更通知書

年 月 日
倉吉市長 印

様

国民健康保険料特別徴収額(仮徴収額)を次のとおり変更しましたので通知します。	略
	記号番号
略	※※略略

略

様式第10号 (第10条の2関係)
(表面)

倉吉市国民健康保険料 過年度特別徴収額更正通知書

年 月 日
倉吉市長 印

様

過年度の国民健康保険料特別徴収額を次のとおり更正しましたので通知します。	略
	記号番号

略		
死亡した者	氏名	
略	性別	
略	略	
略		
※略		
略		

様式第8号 (第10条の2関係)
(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収開始通知書

年 月 日
倉吉市長 印

様

国民健康保険料について次のとおり年金から特別徴収(仮徴収)しますので通知します。	略
	記号番号
	生年月日
	性別
略	※※略略

略

様式第9号 (第10条の2関係)
(表面)

倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収額(仮徴収額)変更通知書

年 月 日
倉吉市長 印

様

国民健康保険料特別徴収額(仮徴収額)を次のとおり変更しましたので通知します。	略
	記号番号
	生年月日
	性別
略	※※略略

略

様式第10号 (第10条の2関係)
(表面)

倉吉市国民健康保険料 過年度特別徴収額更正通知書

年 月 日
倉吉市長 印

様

過年度の国民健康保険料特別徴収額を次のとおり更正しましたので通知します。	略
	記号番号
	生年月日
	性別

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">※※ 略略</div> <p>略</p> <p>様式第11号（第10条の2関係） （表面）</p> <p>倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収中止通 知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">倉吉市長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">国民健康保険料の特別徴収 を中止しますので通知しま す。</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">記号番号</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;">略</div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">※※ 略略</div> <p>略</p>	国民健康保険料の特別徴収 を中止しますので通知しま す。	略		記号番号	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;">略</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">※※ 略略</div> <p>略</p> <p>様式第11号（第10条の2関係） （表面）</p> <p>倉吉市国民健康保険料 納付通知書兼特別徴収中止通 知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">倉吉市長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%;">国民健康保険料の特別徴収 を中止しますので通知しま す。</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">記号番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">性 別</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;">略</div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">※※ 略略</div> <p>略</p>	国民健康保険料の特別徴収 を中止しますので通知しま す。	略		記号番号		生年月日		性 別
国民健康保険料の特別徴収 を中止しますので通知しま す。	略												
	記号番号												
国民健康保険料の特別徴収 を中止しますので通知しま す。	略												
	記号番号												
	生年月日												
	性 別												

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第8号から様式第11号までの改正は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の倉吉市国民健康保険条例施行規則附則第6項及び第8項の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にその納期限又は支払日が到来する保険料について適用し、令和4年4月1日前に納期限又は支払日が到来した保険料の減免については、なお従前の例による。